

気候変動適応東北広域協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、東北地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応東北広域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号について協議するものとする。

- (1) 気候変動適応に関する施策や取組に関すること
- (2) 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理に関すること
- (3) 地域において気候変動適応を推進するための課題の整理及び適応策の検討に関すること
- (4) 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進に関すること
- (5) 協議会の運営に関し必要な事項に関すること
- (6) その他目的達成のために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる地方環境事務所その他国の行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他気候変動適応に関係を有する者で構成する。

- 2 協議会に、別表2に掲げるアドバイザーを置く。アドバイザーは必要に応じて変更することができる。
- 3 協議会は、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、原則として公開とする。

- 2 協議会の構成員が公開を望まないものその他公開することに差し支えのある場合は、前項の規定によらず非公開とする。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じ分科会及びワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、東北地方環境事務所環境対策課において処理する。

附則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

別表 1

東北地域気候変動適応広域協議会構成員

農林水産省	東北農政局企画調整室	調整官
農林水産省	東北農政局生産部	園芸特産課長
農林水産省	東北農政局生産部	生産技術環境課長
林野庁	東北森林管理局総務企画部	企画調整課長
国土交通省	東北地方整備局企画部	企画課長
国土交通省	東北地方整備局河川部	河川環境課長
国土交通省	東北地方整備局港湾空港部	海洋環境・技術課長
国土交通省	北陸地方整備局企画部	企画課長
国土交通省	東北運輸局交通政策部	環境・物流課長
気象庁	仙台管区气象台気象防災部	気候変動・海洋環境調整官
環境省	東北地方環境事務所	環境対策課長
青森県	環境生活部	環境政策課長
岩手県	環境生活部環境生活企画室	温暖化・エネルギー対策課長
宮城県	環境生活部	環境政策課長
秋田県	生活環境部	温暖化対策課長
山形県	環境エネルギー部	環境企画課長
福島県	生活環境部	環境共生課長
仙台市	環境局環境部	環境企画課長
山形市	環境部	環境課長
鶴岡市	市民部	環境課長
新庄市	市民部	生活環境課長
寒河江市		市民生活課長
村山市		市民環境課長
天童市	市民部	生活環境課長
東根市	市民生活部	生活環境課長
河北町		環境防災課長
大石田町		まちづくり推進課長
川西町		住民生活課長
福島市	環境部	環境課長
会津若松市	市民部	環境生活課長
郡山市	生活環境部	環境政策課
いわき市	生活環境部	環境企画課長
二本松市	市民部	生活環境課長
伊達市	市民生活部	生活環境課長
本宮市	市民部	生活環境課長

別表2

アドバイザー

伊藤 進一 東京大学 大気海洋研究所海洋生物資源部門環境動態分野 教授
岩波 宏 農研機構 果樹茶業研究部門リンゴ研究領域リンゴ栽培生理ユニット
工藤 秀明 北海道大学大学院 水産科学研究院 准教授
野尻 幸宏 弘前大学 理工学部地球環境防災学科／大学院理工学研究科 教授
半澤 直人 山形大学 理学部生物学科 教授
国立研究開発法人 国立環境研究所
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 東北区水産研究所